

Tカードみんなのエシカルフードラボ
エシカルフード基準2022
(大手企業ver.)



Tカード
みんなのエシカルフード
L A B

2022年3月30日
CCCマーケティング株式会社

目次

1. エシカルフード基準作成の背景・目的

1.1 はじめに

1.2 プロジェクトのステップ

2. エシカルフード基準の概要

2.1 はじめに

2.2 エシカルフード基準の構造と概要

2.3 エシカルフード基準しきい値の考え方

3. エシカルフード基準2022

4. 用語解説

5. エシカルフードアクションスコア

5.1 エシカルフードアクションスコア概要

5.2 エシカルフードアクションスコアの対象商品

6. エシカルフード基準策定メンバー

1. エシカルフード基準作成の背景・目的

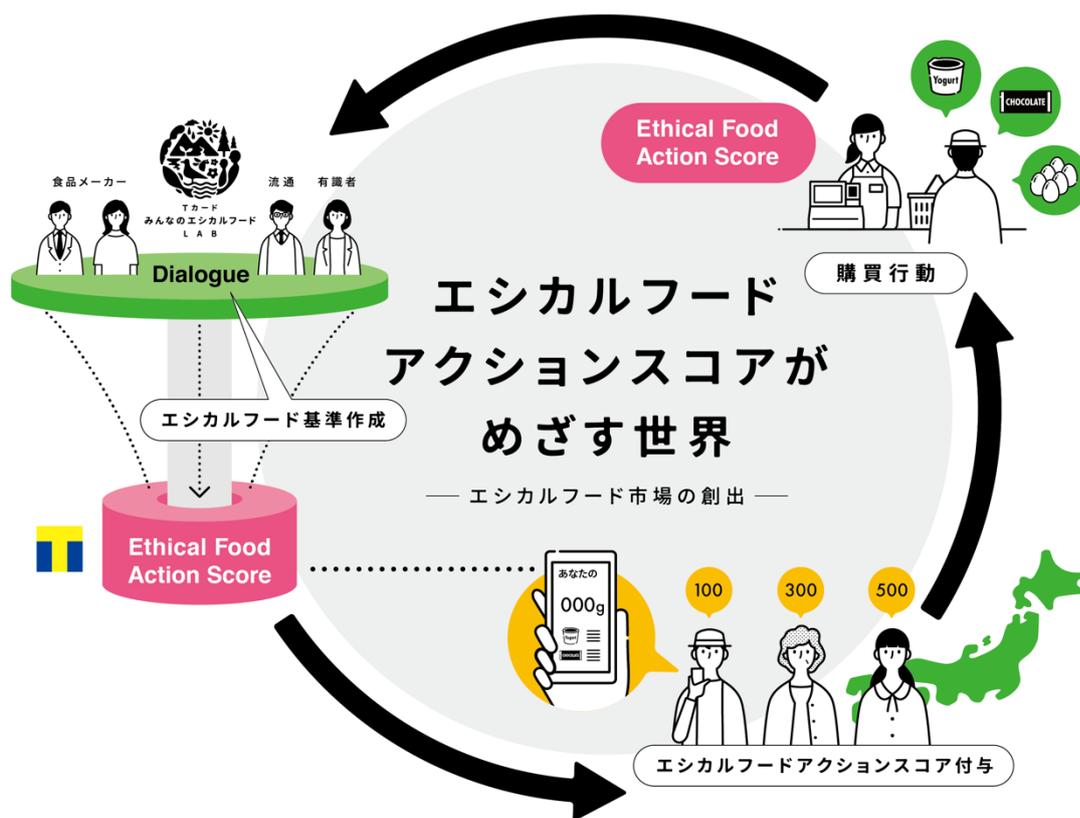
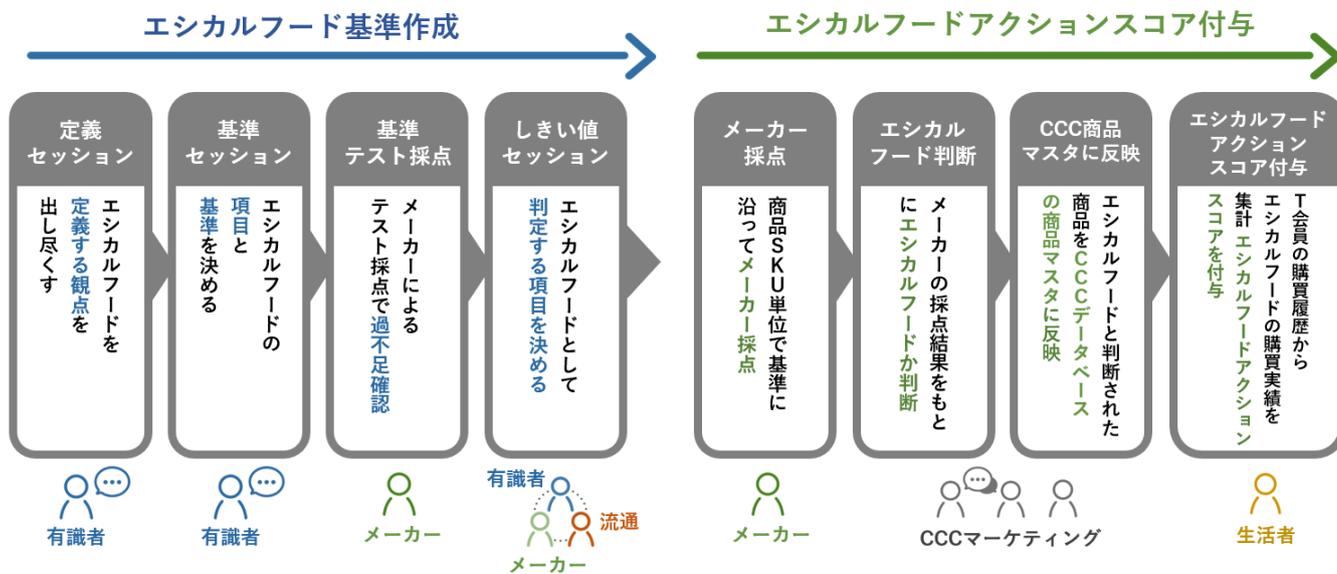
現在私たちを取り巻く環境には、貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発課題、エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済課題、そして地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境課題といった世界共通の社会問題があり、2030年を達成年限とした「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」が設定されています。中でも私たちが生きていく上で重要かつ必要不可欠な「食」は、食料の一次生産から最終消費まで、生産・加工・流通・保管・販売とあらゆるステークホルダーが連携したフードチェーンで構成されており、生活者ひとりひとりにとって最もシンプルで分かりやすく、日々の生活の中でサステナビリティ(持続可能性)に取り組むことができる領域の一つです。一方、持続可能な食に目を向けると、農水産物生産にあたっての環境配慮の不足、年々増加する生産・輸送時のエネルギーや水の使用量・排出量の増加、食品ロス問題や過剰梱包、労働者への不公正な賃金の支払いといった倫理的(エシカル)配慮が不足しているさまざまな課題が存在しています。変わりゆく時代の中で、生活者ひとりひとりが毎日の食事、毎日の買い物の中で、それぞれの生活にあったエシカルな食品を選んでいくこと、少しずつ考えていくことで、やがて持続可能な食の実現に近づけていくことができると考えています。

CCCマーケティングは、「Tカード」をご利用いただく7000万人の会員基盤、「Tカード」を通じてお預かりした購買・行動データやペルソナデータなど多種多様なデータを活用し、地域が抱える社会課題の解決や地域共生につなげていく社会価値創造プロジェクト「Tカードみんなのソーシャルプロジェクト」を2016年に開始しました。「Tカードみんなのソーシャルプロジェクト」では、日本の一次生産者が抱える課題を継続した6次産業として実現すべく取り組んだ「三陸の牡蠣プロジェクト」、サイズが不揃い・魚種がマイナー・一定のロットに満たないなどさまざまな理由により流通されない“未利用魚”に付加価値をつけることで、生活者の共感を得ながら“未利用魚”を活用していく「五島の魚プロジェクト」をもとに商品開発を行ってきました。

私たちはこれまでのプロジェクトを通じて、持続可能な食の課題に直面するとともに、日本の食文化の未来を築いていくことの可能性を認識することができました。そして、これまでに得た経験を活かし、一地域、一企業だけでは解決が難しかった課題に対して、生活者を中心に業界を超えたさまざまな知見を有するステークホルダーと対話を重ねながら、世界的な課題である持続可能な食につながるエシカルフードアクションについて考え、行動していく共創型プラットフォーム「Tカードみんなのエシカルフードラボ」を2021年3月に発足しました。

私たちCCCマーケティングは、Tカードをご利用いただくお客さまからお預かりした「食」にまつわるさまざまなデータが、そのひとりひとりとつながっているからこそサステナブルなソーシャルインパクトを「食」の領域で起こすことができるのではないかと考えています。よりよい消費行動を選択する生活者の指標を策定することで、社会におけるエシカルフードアクションを促進できるのではないかと考えています。現在、世の中にエシカルフードの明確な定義や基準がなく、どの食品がエシカルなのかが生活者から見ると、分かりづらい状況です。生活者がいつも利用する店舗で購入する食品にもエシカルフードがあり、どの食品がエシカルなのをお知らせするために、私たちは「エシカルフード基準」を作りました。今後は、この基準をもとにした「エシカルフードアクションスコア」を提供していくことで、生活者、メーカー、流通など「食」に関わるあらゆるステークホルダーの方々と共に、エシカルフードが社会に少しでも浸透していくことを願っています。そして、「Tカードみんなのエシカルフードラボ」の活動ひとつひとつを積み上げ、未来につながる食の循環を作ることに貢献してまいります。

なお、今回公表する「エシカルフード基準」は、生活者がいつでも手に取れる商品を製造する大手企業向けとして設定しています。今後は、食品業界で9割以上を占める中小企業に向けた「エシカルフード基準」も公表を行っていく予定です。



2. エシカルフード基準概要

2.1 はじめに

■世界と日本のエシカル消費について

環境破壊や人権侵害といった社会問題に対し、倫理的に配慮された商品やサービスを購入することで問題解決を図るのが「倫理的消費」つまり「エシカル消費」です。エシカル消費の原型となる考え方は、相手国の文化を尊重し、公正な価格での貿易を実現するための手法であるフェアトレードや、家畜の福祉を実現するアニマルウェルフェアなどのように、1900年代から欧米を中心に現れてきました。

1980年代以降になると、さまざまな社会問題を解決するアプローチとして、問題のある商品やサービスをボイコット(不買運動)し、問題解決につながる商品やサービスをバイコット(応援購入)するという動きが欧米で興りました。こうした運動を契機に、多くの分野の社会問題を解決するための消費行動としてのエシカル消費という言葉が生まれました。

いま世界では、国連が定めたSDGsのように持続可能性を確保し、環境や人権を尊重しながら開発を進めることが重視されています。SDGsには多くの目標とゴールが記されていますが、それらに一貫しているのは、人権や自然環境などの対象に倫理的(エシカル)な配慮がなされているということです。エシカル消費はいまや社会で起きているさまざまな問題を解決するためのキーワードであると言えます。

日本でも2010年以降、エシカル消費について周知が始まり、企業や消費者の間に認知されつつあります。もちろん日本も欧米とは違う文脈で、さまざまな分野の社会問題に対する倫理的なアプローチは行われてきました。しかし、欧米で議論されてきたエシカル問題と日本のそれとの間には歴史的・文化的な違いがあります。たとえば、欧米ではアニマルウェルフェアの遵守への関心が大きいのですが、日本ではそれほど関心が高くありませんでした。このように、それぞれの国や地域の歴史的な背景によって、何がエシカルかという認識が異なります。

ただし、SDGsの価値観を世界で共有する現在では、世界のエシカル意識を理解し、昇華した上で導入する必要があります。もちろんその一方で、日本独自のエシカルについても正しく発信していくことも重要です。また、日本が属するアジア地域における文化や歴史的背景は、欧米のそれとは異なります。つまり、アジアにおけるエシカル意識をどう共有していくかということも今後の重要な課題です。

こうした認識のもと、私たちは「エシカルフード基準」を作成しました。エシカルな消費を拓げていくためには、いったいどのような商品が倫理的な配慮がなされたものなのかを知ることが欠かせません。このエシカルフード基準は、ある食品に倫理的な配慮がなされているかどうかを確認するために生み出された基準のひとつです。世界のエシカル意識を踏まえた上で、日本の文化・歴史的背景を加味し、独自の基準を作成しました。この基準は固定的なものではなく、社会のあり方や、人の価値観の変化に伴ってアップデートをしていく予定です。

■エシカルフードに含まれるエシカルの範囲

基準を作るにあたって、まずこの基準が対象とすべき社会問題の範囲を考えました。エシカル消費の議論が盛んな欧米の先行事例を勉強していくと、問題とされているテーマ領域は「環境」「動物」「人」に収斂していくということに行き着きました。

気候変動を呼び起こす森林破壊や、開発に伴う環境汚染、資源の収奪による生物多様性の喪失といった環境問題は、いまや社会問題の筆頭にあげられるものとなりました。一方、人権侵害や労働者の搾取、児童労働など、人に対する諸問題も、解決すべき大きな問題であり続けています。そして、理不尽な動物実験や工業的畜産など、動物の権利を軽視して生み出された商品やサービスにも厳しい眼が向けられるようになりました。このように、「環境」「動物」「人」という大きな三つの分野に対する倫理的配慮がなされていることが、欧米でのエシカル消費の基本的な姿と言えます。

私たちは、エシカルフード基準を作成するにあたり、この三つの分野に関する基準を設けることはもちろんですが、そこにもう一つ「社会」という基準を設けることにしました。ここでいう社会とは、地域といってもよいかもしれませんが、現在の日本が直面する社会問題の中で、地域における持続可能性の欠如というテーマがとて大きな比重を占めていると考えています。日本の豊かな自然や、その恵みとも言える食文化は、おおむね地方によって生み出されたものがベースとなっています。しかし、現在の地方では里山を中心とする生物多様性や水源、景観の維持といった重要な社会インフラが維持できなくなりつつあります。都市部においても、地域社会のコミュニティの断絶や破壊、社会不安が引き起こされています。地域がこれまで行ってきた営みを持続できるような取り組みは、エシカルであると評価する必要があると考えています。そこで、日本におけるエシカルのテーマとして「社会」に対する倫理的配慮がなされていることを重視することとし、基準項目を検討しました。

私たちのエシカルフード基準は、「環境」「動物」「人・社会」に対し、倫理的配慮を行った食品とは何かを確認するための一つの基準にしていきたいと思っています。

■基準作りのプロセス

エシカルフード基準を作るにあたっては、食の生産・流通・販売・マーケティングといったそれぞれの段階に関わる人や、「環境」「動物」「人・社会」における問題に取り組んでいる専門家がチームを組み、基準がどうあるべきかを幾度となく対話しました。その上でワーキンググループを作り、日本において倫理的な問題を判断する基準項目を作成しました。

基準項目については、世界のエシカル意識と同期させる必要があります。そこで、欧米におけるエシカル消費のムーブメントを生み出してきた中心的存在と言える、イギリスのエシカルコンシューマー・リサーチ・アソシエーション (Ethical Consumer Research Association) にコンタクトしました。彼らはエシックスコア (EthicScore) という、500項目以上にわたるエシカル消費の基準を作成し、企業や商品・サービスを評価し、公開している団体です。その中心人物であるロブ・ハリスン氏に、エシックスコアを丹念にレクチャーしてもらいつつ、ワーキンググループが作成した基準案に対するコメントをいただくことで、世界と日本のエシカル意識をバランスさせた基準項目を作成しました。

こうしてワーキンググループが作成した基準項目案を一つ一つ、専門家が顔を合わせるセッションで対話し、その妥当性を検討してきました。

■基準の構成 企業評価とフード評価

基準は「企業評価」と「フード評価」に分かれた構造となっています。

「企業評価」は、対象となる食品を製造・販売する企業が、どのような倫理的配慮をしているかというものを評価する基準です。エシカルコンシューマーにおける評価基準であるエシックスコアはこの企業評価がベースとなっており、その企業が「環境」「動物」「人」といった分野で倫理的配慮をしているかどうかを、専属のリサーチャーが調査し評点をつけるものとなっています。これにならい、私たちのエシカルフード基準でも、当該企業がどのような基本的な方針を持って企業活動を行っているかを確認するため、「環境」「動物」「人・社会」で求められる倫理的配慮について基準化をしました。また、企業評価にはもう一つ「政治」という要素も盛り込みました。企業活動と政治の関係が、倫理にもとる状況を生み出している可能性はどここの国でもあります。そうしたことから、政治的な方針や活動についても基準としました。

もう一つの「フード評価」は、対象となる食品そのものの倫理的配慮に関する基準です。どのような原料を用いているか、どのような容器・包装を用いて世に出しているかという部分を重視しました。

今回公表する企業評価とフード評価からなる「エシカルフード基準」は、認証制度ではなく、生活者にエシカルフードを示すための指標です。生活者自身が購入する商品がどのようにエシカルであるか認識することができ、また企業にとっても製造する商品がどのようにエシカルであるか判断できるように作成いたしました。この「エシカルフード基準」によって、エシカルフードやエシカル消費が社会に浸透していくことを願っています。

2.2 エシカルフード基準の構造と概要

エシカルフード基準には「企業評価」と「フード評価」の2つの大項目があります。

「企業評価」は4つの大項目に、15の分野に関する中項目と、65の小項目で構成されており、「フード評価」は2つの大項目に、8の小項目で構成されています。

「企業評価」

大項目	中項目	概要
環境	環境報告	気候変動対応、森林資源・水資源保全などの環境問題対策方針・取り組みに関する項目
	気候変動	温室効果ガス削減方針・取り組み、および再生可能エネルギーの利用促進に関する項目
	汚染と廃棄	大気・水質・土壌の汚染防止方針・取り組み、またオゾン層破壊物質・廃棄物削減に向けた取り組み等に関する項目
	生物の生息域と資源	生物多様性保全の方針、および原材料調達方針・取り組みに関する項目
動物	動物実験	動物実験廃止に向けた方針・取り組みに関する項目
	工業的畜産または集約的畜産	工業的畜産または集約的畜産(肉用牛飼養・養豚・養鶏・卵)の生産・使用低減に向けた方針・取り組みに関する項目
	動物の権利	動物の権利保護に向けた方針・取り組みに関する項目
人・社会	人権	人権保護に向けた方針・取り組み、および差別防止の取り組みに関する項目
	労働者の権利	労働者に対する強制労働の禁止、労働者の権利(労働時間・適正賃金・安全な職場環境等)の担保、および差別防止のための取り組みに関する項目
	サプライチェーンマネジメント	サプライチェーンに対する方針・人権に配慮した取り組み、および倫理的な原材料調達方針に関する項目

	無責任なマーケティング	無責任なマーケティングを防止するためのガイドライン策定・取り組み、および不適切な表示(グリーンウォッシュ等)を防ぐための仕組みに関する項目
	地域／コミュニティ・社会への貢献	日本の地域社会活性化に向けた取り組み(事業所などの拠点がある地域への貢献・寄付・地産地消のものづくり・社会貢献活動のサポート)に関する項目
政治	議論のある科学技術の利用	遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術の利用に関する項目
	政治活動	政治活動(政治献金／寄付・ロビー活動)に関する情報開示、および法的・政治的手段を活用した情報操作に関する項目
	反社会的財務活動	反社会的財務活動防止に関する項目

「フード評価」

大項目	概要
調達	倫理的な原材料調達の方針・製品における取り組み、および生産者・サプライヤとの取引に関する項目
包材	製品の容器・カトラリー・包材等の3Rと持続性と環境に配慮した素材調達に関する項目

2.3 エシカルフード基準しきい値の考え方

エシカルフード基準は、商品がエシカルであるかを確認するための指標です。

エシカルフードを世の中に示す際の基準として2022年時点で満たしてほしい小項目にしきい値を設定しています。企業評価に含まれる37個の小項目、フード評価に含まれる5個の小項目の基準※に設定され、このしきい値を全て満たした商品がエシカルフードとなります。採点する企業は全ての基準に対して自己評価を行い、当該商品の基準が満たされている商品はエシカルフードとして示されます。

2022年時点のしきい値は、世界および日本国内の時勢を鑑みながら設定されたものであり、世界規模で解決すべき環境問題や人権問題を優先いたしました。動物および政治については日本の現状を踏まえて実効性のある小項目を対象としています。今後社会のあり方や、人々の価値観の変化に伴ってアップデートをしていく予定です。
※フード評価小項目06.「倫理的認証を有する製品を使用している」では商品によって使用する原材料が異なるため、原材料ごとに合計7つの基準にしきい値を設定しています。商品に使用している原材料のうち、いずれか1つのしきい値を満たす必要があります。

3. エシカルフード基準2022

エシカルフード基準は大項目・中項目・小項目・基準で構成されており、採点する企業は全ての小項目に含まれる基準に対して自己評価を行います。全ての基準は「1」に理想的である状態が示されていますが、2022年時点で満たしてほしい小項目にしきい値※を設定しています。

なお事業の特性上、小項目の内容に関わりがない場合は、「関与していない」の基準を選択することができます。

※しきい値が設定されている小項目および基準は色が網掛けされ、しきい値に「●」が示されています。

企業評価

大項目01.「環境」

中項目	小項目	基準	しきい値	
01 環境報告	01 環境に関する取り組みについて定量的な目標を含んだ方針がある	01 定量的な目標を含んだ方針に基づいた取り組みについて第三者機関の監査を受け、その結果を公表している（統合報告書やサステナビリティレポートの公開など）		
		02 定量的な目標を含んだ方針に基づいた取り組みについて自組織で評価を行い、その結果を公表している（統合報告書やサステナビリティレポートの公開など）	●	
		03 定量的な目標を含んだ方針を組織内外に共有・公開し、浸透させている		
		04 定量的な目標を含んだ方針があり、定期的に見直している		
		05 いずれもあてはまらない		
02 気候変動	01 温室効果ガスの削減に向けて、スコープ1と2の排出量削減に関して定量的な目標を含んだ方針がある	01 国際協定（パリ協定）に沿った目標値を設定しており、排出量を年次で算定し、取り組み結果を公表している。その上で、年次の削減目標値を達成している		
		02 国際協定（パリ協定）に沿った目標値を設定しており、排出量を年次で算定し、取り組み結果を公表している	●	
		03 独自に目標値を設定しており、排出量を年次で算定し、取り組み結果を公表している		
		04 スコープ1と2の排出量を年次で算定している		
		05 いずれもあてはまらない		
	02 温室効果ガスの削減に向けて、少なくとも一次下請けを含めてスコープ3排出量削減に関して定量的な目標を含んだ方針がある	01 国際協定（パリ協定）に沿った目標値を設定しており、排出量を年次で算定し、取り組み結果を公表している。その上で、年次の削減目標値を達成している		
		02 国際協定（パリ協定）に沿った目標値を設定しており、排出量を年次で算定し、取り組み結果を公表している		
		03 独自に目標値を設定しており、排出量を年次で算定し、取り組み結果を公表している	●	
		04 少なくとも一次下請けを含めたスコープ3排出量を年次で算定している		
		05 いずれもあてはまらない		
	03 再生エネルギーを積極的に利用している	01 現在再生エネルギーを積極的に利用している	●	
		02 2025年までに再生エネルギーを導入する計画がある		
		03 いずれもあてはまらない		
	03 汚染と廃棄	01 大気汚染防止のための定量的な目標を含んだ方針があり、その取り組み結果を公表している	01 法規制値よりも厳しい目標値を設けて汚染物質の排出削減に取り組んでおり、その結果を公表している	
			02 法規制値を遵守した目標値を設けて汚染物質の排出削減に取り組んでおり、その結果を公表している	●
03 いずれもあてはまらない				
02 水質汚染防止のための定量的な目標を含んだ方針があり、その取り組み結果を公表している		01 法規制値よりも厳しい目標値を設けて汚染物質の排出削減に取り組んでおり、その結果を公表している		
		02 法規制値を遵守した目標値を設けて汚染物質の排出削減に取り組んでおり、その結果を公表している	●	
		03 いずれもあてはまらない		
03 土壌汚染防止のための定量的な目標を含んだ方針があり、その取り組み結果を公表している		01 法規制値よりも厳しい目標値を設けて汚染物質の排出削減に取り組んでおり、その結果を公表している		
		02 法規制値を遵守した目標値を設けて汚染物質の排出削減に取り組んでおり、その結果を公表している	●	
		03 いずれもあてはまらない		
04 オゾン層破壊物質の排出削減のため目標値を設定し、そのための取り組み結果を公表している		01 国際協定（モントリオール議定書）に沿った目標値を設定して排出量削減に取り組んでおり、目標値通りの削減を達成できている。またその取り組み結果を公表している		
		02 国際協定（モントリオール議定書）に沿った目標値を設定しており、取り組み結果を公表している	●	
		03 独自に目標値を設定しており、取り組み結果を公表している		
		04 いずれもあてはまらない		

		05	廃棄物全般の削減に向けて、定量的な目標を含んだ方針がある	01	廃棄物全般の削減と再資源化に関して定量的な目標を設定しており、目標達成に向けた取り組み結果を公表している	●
				02	廃棄物全般の削減に関して定量的な目標を設定しており、目標達成に向けた取り組み結果を公表している	
				03	廃棄物全般の削減量を定量的に把握している	
				04	いずれもあてはまらない	
		06	食品の不可食部の廃棄削減に向けて、不可食部をリサイクルする仕組みが構築されている	01	食品の不可食部の廃棄削減に向けて、不可食部をリサイクルする仕組みが構築されている	●
				02	上記にあてはまらない	
		7	食品ロス（可食部）削減に向けた計画を持っており、それに基づいた取り組みを行っている 取り組み例：賞味期限の年月表記など流通過程での廃棄削減、原材料の有効活用など	01	食品ロス（可食部）削減に向けた計画を持っており、それに基づいた取り組みを行っている 取り組み例：賞味期限の年月表記など流通過程での廃棄削減、原材料の有効活用など	●
02	上記にあてはまらない					

中項目		小項目		基準		しきい値
04	生物の生息域と資源	01	生物多様性の保全のための方針があり、生物多様性への負荷低減への取り組みを行っている	01	方針に基づいて生物多様性への負荷低減に向けた取り組みを行い、その結果を定期的に公表している	
				02	方針に基づいて生物多様性への負荷低減に向けた取り組みを行い、取り組み内容を定期的に見直している	
				03	いずれもあてはまらない	
		02	生物多様性保全に向けた調達方針がある	01	生物多様性保全に向けた調達方針があり、重要品目について目標値を持って取り組んで	
				02	生物多様性保全に向けた調達方針がある	●
				03	いずれもあてはまらない	
		03	ワシントン条約および国内法で取引が制限されている動物およびその身体の一部の売買や利用を行っていない	01	ワシントン条約および国内法で取引が制限されている動物およびその身体の一部の売買や利用を行っていない	●
				02	事業領域の特性上、ワシントン条約および国内法で取引が制限されている動物およびその身体の一部の利用を必要とするが、上記にあてはまらない	
				03	事業領域の特性上、ワシントン条約および国内法で取引が制限されている動物およびその身体の一部の利用を必要とせず、これまでに売買や利用を行っていない	●
		04	二次供給者も含めすべてのサプライチェーンで森林破壊を防ぐため、サプライチェーンに対して働きかけを行っている	01	二次供給者も含めすべてのサプライチェーンで森林破壊を防ぐため、サプライチェーンに対して働きかけを行っている	●
				02	上記にあてはまらない	
		05	水の持続可能な使用（節水・循環利用・水源の涵養など）に取り組んでいる	01	水の持続可能な使用（節水・循環利用・水源の涵養など）に取り組んでいる	●
				02	上記にあてはまらない	
		06	二次供給者も含めすべてのサプライチェーンでIUU漁業（違法・無報告・無規制に行われている漁業）に関与していない	01	二次供給者も含めすべてのサプライチェーンでIUU漁業（違法・無報告・無規制に行われている漁業）に関与していない	●
02	事業領域の特性上、漁業に関与しているが、上記にあてはまらない					
03	事業領域の特性上、漁業に関与していない			●		
07	日本で水揚げされた規格外・未利用の魚（ただし幼魚はのぞく）の利用に取り組んでいる	01	日本で水揚げされた規格外・未利用の魚（ただし幼魚はのぞく）の利用に取り組んでいる			
		02	事業領域の特性上、漁業に関与しているが、上記にあてはまらない			
		03	事業領域の特性上、漁業に関与していない			

大項目02.「動物」

中項目		小項目		基準		しきい値
01	動物実験	01	動物実験廃止（法的に求められている場合を除く）に向けて定量的な目標を含んだ方針がある	01	動物実験を完全に廃止している（法的に求められている場合を除く）	
				02	定量的な目標を含んだ方針に基づいた取り組みについて第三者機関の監査を受け、その結果を公表している	
				03	定量的な目標を含んだ方針に基づいた取り組みについて自組織で評価を行い、その結果を公表している	●
				04	定量的な目標を含んだ方針を組織内外に共有・公表し、浸透させている	
				05	定量的な目標を含んだ方針を持っており、定期的に見直している	
				06	動物実験を行っているが、上記いずれもあてはまらない	
				07	事業領域の特性上動物実験を必要とせず、これまで動物実験を実施していない	●

中項目		小項目		基準		しきい値
02	工業的畜産または集約的畜産	01	工業的畜産または集約的畜産（肉用牛飼養・養豚・養鶏・卵・乳牛）に関して、生産・使用低減に向けて定量的な目標を含んだ方針があり、その取り組み結果を公表している	01	工業的畜産または集約的畜産の生産・使用を完全に廃止している	
				02	定量的な目標を含んだ方針に基づいた取り組みについて第三者機関の監査を受け、その結果を公表している	
				03	定量的な目標を含んだ方針に基づいた取り組みについて自組織で評価を行い、その結果を公表している	
				04	定量的な目標を含んだ方針を組織内外に共有・公開し、浸透させている	
				05	定量的な目標を含んだ方針を持っており、定期的に見直している	
				06	工業的畜産または集約的畜産を行っているが、上記いずれもあてはまらない	
				07	事業領域の特性上畜産物を必要とせず、これまで工業的畜産または集約的畜産の生産・使用を実施していない	

中項目	小項目	基準	しきい値
03 動物の権利	01 動物の権利（「5つの自由」に準拠する）の保護に関して方針があり、その取り組み結果を公表している 参考： 1. 飢えと渇きからの自由 2. 不快からの自由 3. 痛み・傷害・病気からの自由 4. 正常な行動を表現する自由 5. 恐怖や抑圧からの自由	01 方針に基づいた取り組みについて第三者機関の監査を受け、その結果を公表している	
		02 方針に基づいた取り組みについて自組織で評価を行い、その結果を公表している	
		03 方針を組織内外に共有・公開し、浸透させている	
		04 方針を持っており、定期的に見直している	
		05 事業領域の特性上、動物の権利の保護を必要とするが、上記いずれもあてはまらない	
		06 事業領域の特性上、動物の権利の保護を必要としない	
	02 宣伝販促活動のために動物を利用していない（例：CM活用、動物園やサーカス、ブラッド・スポーツへの協賛）	01 宣伝販促活動のために動物を利用していない	
		02 宣伝販促活動のために動物を利用しているが、「5つの自由」を守っている	
		03 いずれもあてはまらない	

大項目03.「人・社会」

中項目	小項目	基準	しきい値
01 人権	01 国際基準に基づいた人権保護のための方針がある	01 国際基準に基づいた人権方針があり、方針に基づいた取り組みについて第三者機関の監査を受け、その結果を公開している	
		02 国際基準に基づいた人権方針があり、方針に基づいた取り組みについて自組織で評価を行い、その結果を公開している	●
		03 国際基準に基づいた人権方針があり、方針を組織内外に共有・公開し、浸透させている	
		04 国際基準に基づいた人権方針があり、定期的に見直している	
		05 いずれもあてはまらない	
	02 人種や国籍、民族、宗教、年齢、性別、性自認、性的指向、障がい、信条、出自、階級またはカーストなどを理由とする差別を防ぐための取り組みを行っている	01 差別を防ぐための方針があり、取り組みを行っている	●
		02 差別を防ぐための方針はないが、取り組みは行っている	
		03 いずれもあてはまらない	
	03 先住民の権利（土地の権利など）に配慮する方針があり、取り組みを行っている	01 先住民の権利（土地の権利など）に配慮する方針があり、取り組みを行っている	
		02 上記にあてはまらない	
	04 企業により雇用された軍/治安部隊または政府による人権侵害に関与をしていない	01 企業により雇用された軍/治安部隊または政府による人権侵害に関与をしていない	
		02 上記にあてはまらない	

中項目	小項目	基準	しきい値
02 労働者の権利 労働者は雇用形態に関わらず自社で実際に働いている人を指します	01 実際の労働時間を適正に把握・管理しており、違法な長時間労働が行われていない。	01 実際の労働時間を適正に把握・管理しており、違法な長時間労働が行われていない	●
		02 上記にあてはまらない	
	02 賃金がその地域における最低賃金を上回っており、実際の労働時間に基づき計算された賃金全額が適切に支払われている	01 賃金がその地域における最低賃金を上回っており、実際の労働時間に基づき計算された賃金全額が適切に支払われている	●
		02 上記にあてはまらない	
	03 労働者に対し違法な罰則（罰金・ペナルティなど）を科していない	01 労働者に対し違法な罰則（罰金・ペナルティなど）を科していない	●
		02 上記にあてはまらない	
	04 組合団結権および団体交渉権を認めている	01 組合団結権および団体交渉権を認めている	●
		02 上記にあてはまらない	
	05 強制労働を禁止している	01 強制労働を禁止している	●
		02 上記にあてはまらない	
	06 児童労働を禁止している	01 児童労働を禁止している（ILO第138号条約で定義された就業最低年齢を基準とする）	●
		02 上記にあてはまらない	
	07 人種や国籍、民族、宗教、年齢、性別、性自認、性的指向、障がい、信条、出自、階級またはカーストなどを理由にした労働者への差別を防ぐ取り組みを行っている	01 差別を防ぐ方針があり、取り組みを行っている	●
		02 差別を防ぐ方針はないが、取り組みは行っている	
		03 いずれもあてはまらない	
	08 ダイバーシティを推進するため、多様な働き方を実現できる制度を整備している	01 ダイバーシティを推進するため、多様な働き方を実現できる制度を整備している	
		02 上記にあてはまらない	
	09 危険な作業環境を排除するなど、安全な職場環境を確保している	01 危険な作業環境を排除するなど、安全な職場環境を確保している	
		02 上記にあてはまらない	
	10 労働安全衛生管理体制が整備されている	01 法令上必要な労働安全衛生管理体制の構築・運用に加えて、従業員のメンタルヘルスなど健康を確保する取り組みを行っている	
		02 法令上必要な労働安全衛生管理体制（産業医の選任、健康診断の実施など）が構築・運用されている	●
		03 いずれもあてはまらない	
		03 いずれもあてはまらない	
	11 ハラスメント対策を行っている	01 ハラスメント問題を早期に発見・解決できる仕組みが存在し、実際に運用されている	
02 ハラスメント防止に関する方針があり、また通報窓口が設置されている。		●	
03 いずれもあてはまらない			
12 労働者の権利を侵害するインシデントが発生した際には必ず実態調査を行い、改善のための取り組みを行っている	01 労働者の権利を侵害するインシデントが発生した際には必ず実態調査を行い、改善のための取り組みを行っている		
	02 上記にあてはまらない		

中項目		小項目		基準		しきい値
03	サプライチェーンマネジメント	01	サプライチェーン方針がある	01	サプライチェーン方針があり、取り組み結果について第三者機関の監査を受けている	
				02	サプライチェーン方針がある	●
				03	いずれもあてはまらない	
		02	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：適正な労働時間の管理	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：適正な労働時間の管理（関連法令などに定められた労働時間の遵守）	
				02	上記にあてはまらない	
		03	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：適切な賃金の支払い	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：適切な賃金の支払い（その地域における最低賃金を上回る賃金）	
				02	上記にあてはまらない	
		04	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：団結権、団体交渉権の保障	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：団結権、団体交渉権の保障（独立した労働組合が制限されている国、もしくは違法である国での対処を含む）	
				02	上記にあてはまらない	
		05	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：強制労働の禁止	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：強制労働の禁止	
				02	上記にあてはまらない	
		06	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：児童労働の禁止	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：児童労働の禁止（ILO第138号条約で定義された就業最低年齢を基準とする）	
				02	上記にあてはまらない	
		07	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：差別の禁止	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：差別の禁止（取引先と人種や国籍、民族、宗教、年齢、性別、性自認、性的指向、障がい、信条、出自、階級またはカーストなどを理由にした差別禁止に関するガイドラインなどに合意した上で取引を行っている）	
02	上記にあてはまらない					
08	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：安全で衛生的な労働環境の提供	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：安全で衛生的な労働環境の提供			
		02	上記にあてはまらない			
09	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：非人道的な扱いの禁止	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで次の項目が遵守されていることが、その根拠も含めて公表されている：非人道的な扱いの禁止（虐待やハラスメントなど）			
		02	上記にあてはまらない			
10	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで働く労働者が、労働者の権利に関して母国語かつ匿名で通報でき、それが中立的に調査・管理される仕組みがある	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンで働く労働者が、労働者の権利に関して母国語かつ匿名で通報でき、それが中立的に調査・管理される仕組みがある			
		02	上記にあてはまらない			
11	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンにおいて労働基準が遵守されるための取り組みを行っている	01	二次供給者も含めて全てのサプライチェーンにおいて、労働基準遵守のための定期的なトレーニングや取り組みなどを行っている			
		02	上記にあてはまらない			
12	不法に国家が占領した地域から調達を行っていない	01	不法に国家が占領した地域から調達を行っていない			
		02	上記にあてはまらない			
13	抑圧的な体制を持つ国からの調達が一般的な原材料については、輸入元の国名を公表している	01	抑圧的な体制を持つ国からの調達が一般的な原材料については、輸入元の国名を公表している			
		02	上記にあてはまらない			
14	原材料調達に関して倫理的な調達方針があり、調達方針が適用されている	01	倫理的な原材料調達方針があり、すべての原材料の調達において適用されている			
		02	倫理的な原材料調達方針があり、一部の原材料の調達において適用されている	●		
		03	いずれもあてはまらない			

中項目		小項目		基準		しきい値
04	無責任なマーケティング	01	無責任なマーケティングを防ぐためのガイドラインを策定している 参考：子ども（20歳未満）へのアルコール飲料販売のアピール、子ども（20歳未満）への不健康な食品/飲料商品販売のアピール、アルコール飲料の無責任なマーケティング、過度なカロリー摂取など消費者の健康を損なう商品の企画・開発など	01	策定したガイドラインに基づく取り組み（ガイドラインの見直しやインシデントへの対応・改善を含む）を行い、その結果を定期的に公表している	
				02	策定したガイドラインを組織内外に共有・公開し、浸透させている	●
				03	ガイドラインを策定している	
				04	いずれもあてはまらない	
				05	ガイドラインを策定している	
		02	ガイドラインの策定・周知など、グリーンウォッシュを防ぐためのチェック機能が組織内に構築されている	01	ガイドラインの策定・周知など、グリーンウォッシュ（環境配慮をしているかのように見せかけること）を防ぐためのチェック機能が組織内に構築されている	●
				02	上記にあてはまらない	
		03	メディアや消費者団体などからの企業や固有ブランドへの批判に対して、自社の考え方を回答したり、組織内で意見・要望の内容を共有するなど対応している	01	メディアや消費者団体などからの企業や固有ブランドへの批判に対して、自社の考え方を回答したり、組織内で意見・要望の内容を共有するなど対応している	
				02	上記にあてはまらない	
		04	不良品などが発生した際、トレーサフォワードによる商品回収を行うとともに、適切な情報開示を行っている	01	不良品などが発生した際、トレーサフォワードによる商品回収を行うとともに、適切な情報開示を行っている	●
02	上記にあてはまらない					
05	パッケージデザインや宣伝販促活動において、人種や国籍、民族、宗教、年齢、性別、性自認、性的指向、障がい、信条、出自、階級またはカーストなどを理由とする差別を防ぐガイドラインを策定・周知し、チェック機能が組織内に構築されている	01	パッケージデザインや宣伝販促活動において、人種や国籍、民族、宗教、年齢、性別、性自認、性的指向、障がい、信条、出自、階級またはカーストなどを理由とする差別を防ぐガイドラインを策定・周知し、チェック機能が組織内に構築されている	●		
		02	上記にあてはまらない			

中項目		小項目		基準		しきい値
05	地域／コミュニティ・社会への貢献	01	日本国内の事業所や工場など拠点がある地域に対して、経済的・社会的に貢献している	01	日本国内の事業所や工場など拠点がある市町村に対して、経済的・社会的に貢献している（社員雇用、原材料・資材・サービス調達など）	●
				02	日本国内の事業所や工場など拠点がある都道府県に対して、経済的・社会的に貢献している（社員雇用、原材料・資材・サービス調達など）	
				03	いずれもあてはまらない	
		02	次世代に残す意義がある日本の伝統的な製法の継承に取り組んでいる 参考：八丁味噌、琉球黒酢、いぶりがっこをはじめ農林水産省の「地理的表示(GI)保護制度」登録産品など	01	次世代に残す意義がある日本の伝統的な製法の継承に取り組んでいる	
				02	上記にあてはまらない	
		03	日本国内で社会貢献活動に対する寄付やサポートをしている	01	日本国内で社会貢献活動に対する寄付やサポートをしている	
				02	上記にあてはまらない	
		04	日本国内の地域／コミュニティ貢献活動や社会貢献活動への従業員の参加をサポートしている	01	日本国内の地域／コミュニティ貢献活動や社会貢献活動への従業員の参加をサポートしている（業務時間内での活動への参加など）	
02	上記にあてはまらない					

大項目04.「政治」

中項目		小項目		基準		しきい値
01	議論のある科学技術の利用	01	遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術に対する考え方を公表している	01	遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術に対する考え方をホームページなどで公表しており、消費者からの問い合わせには真摯に回答している	●
				02	遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術に対する考え方をホームページなどで公表している	
				03	いずれもあてはまらない	
02	政治活動	01	政治活動（政治献金／寄付・ロビー活動）への関与を開示している	01	政治活動（政治献金／寄付・ロビー活動）への関与を開示している	
				02	上記にあてはまらない	
		02	法的または政治的手段による批判の封じ込めを行っていない	01	法的または政治的手段による批判の封じ込めを行っていない	
				02	上記にあてはまらない	
03	反社会的財務活動	01	反社会的財務活動を防ぐためのチェック機能が組織内に構築されている 参考：	01	社員への教育や監査体制の構築など、反社会的財務活動を防ぐためのチェック機能が組織内に構築されている	●
				02	上記にあてはまらない	

フード評価

大項目01.「調達」

小項目	基準	しきい値
01 原材料調達に関して倫理的な調達方針がある	01 倫理的な調達方針があり、当該商品のすべての原材料の調達において適用されている	
	02 倫理的な調達方針があり、当該商品の主たる原材料の調達においては適用されている	●
	03 倫理的な調達方針はあるが、当該商品の原材料には適用されていない	
	04 いずれもあてはまらない	
02 原材料調達において、倫理的な調達方針のある生産者・サプライヤから調達している	01 当該商品のすべての原材料の生産者・サプライヤが、倫理的な調達方針に基づいて実践していることを訪問するなどして確認している	
	02 当該商品の主たる原材料の生産者・サプライヤが、倫理的な調達方針に基づいて実践していることを訪問するなどして確認している	
	03 いずれもあてはまらない	
03 原材料の生産者・サプライヤと安定した取引を実施している	01 当該商品のすべての原材料に関して、生産者・サプライヤを指定しての長期的（3年以上の継続）な取引を行っている	
	02 当該商品の主たる原材料に関して、生産者・サプライヤを指定しての長期的（3年以上の継続）な取引を行っている	
	03 いずれもあてはまらない	
04 原材料調達において、温室効果ガス排出削減の観点を有している	01 当該商品のすべての原材料調達において、輸送などによる温室効果ガスの排出量を年次で算定しており、削減に向けて原材料の見直しなどを行っている	●
	02 当該商品のすべての原材料調達において、輸送などによる温室効果ガスの排出量を年次で算定している	
	03 いずれもあてはまらない	
05 原材料調達において、地産地消など地域経済活性化の観点を有している	01 当該商品の原材料調達において、地産地消など地域経済活性化の観点を有している	●
	02 上記にあてはまらない	

小項目06.「倫理的認証を有する製品を使用している」では商品によって使用する原材料が異なるため、原材料ごとに合計7つの基準にしきい値を設定しています。商品に使用している原材料のうち、いずれか1つのしきい値を満たす必要があります。

小項目	基準	詳細基準	しきい値
06 倫理的認証を有する製品を使用している	01 オーガニック原材料（※有機認証を取得した農産物、畜産物、加工食品、酒類の）を調達・使用している ※対象原材料： 農産物：米や小麦、雑穀などの穀物、野菜、果実、豆類、香辛料等 畜産物：牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、だちょう、七面鳥、アヒルおよび鴨 加工食品：有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品、有機農畜産物加工食品 酒類：有機農畜産加工酒類	01 当該商品自体が、JAS有機認証または同等性を持つオーガニック認証を受けている	
		02 オーガニックに該当する原材料のうち、JAS有機認証または同等性を持つオーガニック認証を受けた製品（原材料）を、重量ベースで95%以上使用している	
		03 オーガニックに該当する原材料のうち、JAS有機認証または同等性を持つオーガニック認証を受けた製品（原材料）を、重量ベースで50%以上使用している	●
		04 オーガニックに該当する原材料のうち、第三者認証ではなく二者認証を受けた製品（原材料）を、重量ベースで95%以上使用している	
		05 オーガニックに該当する原材料のうち、第三者認証ではなく二者認証を受けた製品（原材料）を、重量ベースで50%以上使用している	
		06 オーガニックに該当する原材料を使用しているが、上記いずれもあてはまらない	
		07 オーガニックに該当する原材料を使用していない	
	02 倫理的に配慮された農産物を調達・使用している	01 原材料の農産物のうち重量ベースで95%以上、JAS有機認証または同等性のあるオーガニック認証を受けたものを使用している	
		02 原材料の農産物のうち重量ベースで95%以上、第三者認証ではなく二者認証（ただし環境に配慮した土地利用、種の多様性の保持、有機的循環、化学農薬・化学肥料の低減の観点を含む）を受けたものを使用している	
		03 原材料の農産物のうち重量ベースで50%以上、第三者認証ではなく二者認証（ただし環境に配慮した土地利用、種の多様性の保持、有機的循環、化学農薬・化学肥料の低減の観点を含む）を受けたものを使用している	●
		04 原材料の農産物のうち重量ベースで50%以上、次のすべての観点について、客観的な数値目標を持ち、都度チェックを行う自主基準を満たしたものを使用している。 ※満たすべき観点 ・環境に配慮した土地利用 ・種の多様性の保持 ・有機的循環 ・化学農薬・化学肥料の低減	
		05 原材料として農産物を使用しているが、上記いずれもあてはまらない	
		06 原材料として農産物を使用していない	
03 倫理的に配慮された畜産物を調達・使用している	01 原材料の畜産物のうち重量ベースで95%以上、JAS有機認証または同等性を持つオーガニック認証、またはアニマルウェルフェアの第三者認証（GAWAが認定しているもの）を受けたものを使用している ※GAWA：https://gawassurance.org/		
	02 原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、第三者認証ではなく二者認証（ただし施設・飼養環境・飼養管理・繁殖管理・医薬品の使用低減・種の多様性の保持の観点を含む）を受けたものを使用している		
	03 原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、次のすべての観点について、客観的な数値目標を持ち、都度チェックを行う自主基準を満たしたものを使用している ※ ・施設・飼養環境 ・飼養管理 ・繁殖管理 ・医薬品の使用低減 ・種の多様性の保持	●	

			<p>原材料の畜産物のうち重量ベースで50%以上、次の観点のうちすべては満たさないが、1つ以上客観的な数値目標を持ち、都度チェックを行う自主基準を満たしたものを使用している</p> <p>※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・飼養環境 ・飼養管理 ・繁殖管理 ・医薬品の使用低減 ・種の多様性の保持 	
			04	
			05	原材料として畜産物を使用しているが、上記いずれもあてはまらない
			06	原材料として畜産物を使用していない
	04	持続性に配慮した水産物（天然魚）を調達・使用している	01	当該商品自体が、国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得している ※ISEAL： https://www.isealliance.org/
			02	原材料の水産物（天然魚）のうち重量ベースで50%以上、国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得しているものを使用している ●
			03	原材料の水産物（天然魚）のうち重量ベースで50%以上、漁業の持続可能性改善プロジェクト（FIP）に取り組む生産者の生産物を使用している
			04	原材料の水産物（天然魚）のうち重量ベースで50%以上、次のいずれかの観点について、客観的な数値目標を持ち、都度チェックを行う自主基準を満たしたものを使用している ※ ・管理システム：公的なシステムで資源管理された水産物であることを確認 ・幼魚の不使用 ・トレーサビリティ：生産者の顔が見える、もしくは生産現場まで履歴を追跡できる水産物の利用
			05	原材料として水産物（天然魚）を使用しているが、上記いずれもあてはまらない
			06	原材料として水産物（天然魚）を使用していない
	05	日本で水揚げされた規格外・未利用の魚（ただし幼魚はのぞく）を調達・使用している	01	日本で水揚げされた規格外・未利用の魚（ただし幼魚はのぞく）を使用している
			02	原材料として水産物（天然魚）を使用しているが、上記にあてはまらない
			03	原材料として水産物（天然魚）を使用していない
	06	持続性に配慮した水産物（養殖魚）を調達・使用している	01	当該商品自体が、国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得している ※ISEAL： https://www.isealliance.org/
			02	原材料の水産物（養殖魚）のうち重量ベースで50%以上、国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得しているものを使用している ●
			03	原材料の水産物（養殖魚）のうち重量ベースで50%以上、養殖業の持続可能性改善プロジェクト（AIP）に取り組む生産者の生産物を使用している
			04	原材料の水産物（養殖魚）のうち重量ベースで50%以上、次のいずれかの観点について、客観的な数値目標を持ち、都度チェックを行う自主基準を満たしたものを使用している ※ ・種苗の持続可能性：卵から孵化させて育てる完全養殖水産物の利用の推進 ・持続可能性に配慮した飼料の使用：持続可能性が担保された餌（過剰漁獲されていない水産物を使ったものなど）で育つことを確認 ・医薬品使用の低減：抗生物質や科学物質の利用を削減し、必要以上の医薬品の投与がないことを確認 ・環境評価：水質モニタリングをはじめ、海洋環境への影響を抑えるための管理がなされていることを確認 ・トレーサビリティ：生産現場まで履歴を追跡できる水産物の利用
			05	原材料として水産物（養殖魚）を使用しているが、上記いずれもあてはまらない
			06	原材料として水産物（養殖魚）を使用していない
	07	フェアトレード原材料を調達・使用している ※対象原材料：コーヒー、生鮮果実、カカオ、スパイス・ハーブ、蜂蜜、ナッツ、オイルシード・油性果実、加工果物・野菜、サトウキビ糖、茶、野菜（豆類・じゃがいも等を含む）、穀類	01	当該商品自体が、国際的なフェアトレード第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得している ※ISEAL： https://www.isealliance.org/
			02	フェアトレードに該当する原材料のうち、国際的なフェアトレード第三者認証（ISEALに認定されているもの）を受けた製品（原材料）を、重量ベースで20%以上使用している
			03	フェアトレードに該当する原材料のうち、国際的なフェアトレード第三者認証（ISEALに認定されているもの）を受けた製品（原材料）を、重量ベースで20%未満だが使用している ●
			04	フェアトレードに該当する原材料のうち、第三者認証ではなく二者認証を受けた製品（原材料）を、重量ベースで20%以上使用している
			05	フェアトレードに該当する原材料のうち、第三者認証ではなく二者認証を受けた製品（原材料）を、重量ベースで20%未満だが使用している
			06	フェアトレードに該当する原材料を使用しているが、上記いずれもあてはまらない
			07	フェアトレードに該当する原材料を使用していない

08	持続可能性に配慮したパーム油を調達・使用している	01	当該商品の原材料および製造過程において、次のすべての観点について、客観的な目標を持ち、都度チェックを行う自主基準を満たしたものを使用している ※WWFより抜粋 1)熱帯林、泥炭湿地林などの伐採 2)森林火災・泥炭火災 3)生物多様性の損失 4)気候変動 5)土地をめぐる先住民などの紛争 6)土壌侵食・汚染 7)労働と安全問題	
		02	当該商品の原材料および製造過程において、国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得した、次の観点を満たしたパーム油のみを使用している ・国際的な第三者認証機関から認証を受けた単一もしくは複数の生産農園・搾油工場から供給されたものを原料としている ※ISEAL : https://www.isealalliance.org/	
		03	当該商品の原材料および製造過程において、国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得した、次の観点を満たしたパーム油を使用している ・国際的な第三者認証機関から認証を受けた生産農園・搾油工場から供給されたものを原料としているが、流通過程で他の非認証油と混合している	
		04	当該商品の原材料および製造過程において、国際的な第三者認証（ISEALに認定されているもの）を取得した、次の観点を満たしたパーム油を使用している ・国際的な第三者認証機関から認証を受けた生産農園・搾油工場に対して、証書を購入することで金銭的な還元を行っている（RSPO認証におけるBook&Claimに該当する）	●
		05	当該商品の原材料および製造過程において、パーム油を使用しているが、上記いずれもあてはまらない	
		06	当該商品の原材料および製造過程において、パーム油を使用していない	

大項目02.「包材」

小項目	基準	しきい値
01 容器・カトラリー・包材等の3Rを促進する取り組みを行っている	01 容器・カトラリー・包材等の3Rを促進する取り組み（下記のいずれかの観点を満たす）を行っている 【取り組みの観点】 ・リターナブル容器・カトラリーの採用 ・容器・カトラリー・包材等のリサイクル ・容器・カトラリー・包材等をリデュース	●
	02 上記にあてはまらない	
02 持続性と環境に配慮した包材の素材を調達している	01 当該商品の包材の素材として、持続性と環境に配慮した包材の素材を調達している 【調達観点】 ・プラスチック包材：モノマテリアルのもの、バイオマスプラスチックなど温室効果ガス排出削減を考慮したもの ・紙包材：第三者認証（ISEALに認定されているもの）を受けているもの	
	02 上記にあてはまらない	

4.用語解説

・Scope1、Scope2、Scope3

温室効果ガスを削減するにあたり、事業活動のどの範囲で温室効果ガスが排出されているかを把握する必要があります。それを通常、以下のような3つの範囲(Scope)に分けています。

Scope1: 自社での燃料使用や工業プロセスによる温室効果ガスの直接排出

Scope2: 他社から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出

・生物多様性

生物多様性は、「生態系(山・川・海等)・種(動物・植物・昆虫等)・遺伝子(色・形・模様等)」の3つの多様性から成り立っており、この生物のつながりによって、様々な恵みがもたらされています。その一方で生物多様性は全世界で危機的な状況にあり、気候変動と並ぶ深刻な地球環境問題となっています。

・工業的畜産、集約的畜産

大量生産のためにコスト効率を最小限に抑えながら生産の最大化を重視した畜産方法で、単位面積あたりの飼育個体数が著しく多く過密、生産に必要な期間を短縮するための高密度の飼料給餌や抗生剤の投与・飼料添加がなされるなど動物福祉上の問題が発生しやすいとされています。

・倫理的な原材料調達方針

「環境」「動物」「人・社会」に配慮した調達方針です。

・グリーンウォッシュ

事実と異なる環境配慮のイメージや表現で生活者を誤解させるおそれのある広告コミュニケーションや企業活動のことです。

・ゲノム編集技術

標的遺伝子を意図的に変異させることにより、品種改良のスピードを速めたり、品種を開発できる育種技術の一つです。

5. エシカルフードアクションスコア

5.1 エシカルフードアクションスコア概要

持続可能な社会を実現するためには「毎日の食、毎日の買い物から、エシカルを考えてみる。"ちょっといいもの"を選ぶ目をもつ生活者になる。」ことが必要だと私たちは考えています。

日々エシカル消費への意識を持ち続け、行動をとり続けなければいけないということではなく、普段の生活の中でよりよい消費行動を選択すること、「環境」「動物」「人・社会」に対して少しでもよい選択を行う生活者が一人でも増えていくことを目指しています。そんなひとりひとりのエシカルに向けたアクションがやがて大きなソーシャルインパクトとなるよう、またそのよりよい消費行動のきっかけやモチベーションにつなげるための「エシカルフードアクションスコア」を提供する予定です。

生活者は、「エシカルフード基準」に沿った食品を購入する際、Tカードを提示することで、購買履歴からエシカルフードの購買実績が集計され、「エシカルフードアクションスコア」として付与されます。「エシカルフードアクションスコア」によって生活者自身の消費行動が可視化されることで、「環境」「動物」「人・社会」に対するよりよい消費の選択を促すことにチャレンジします。

5.2 エシカルフードアクションスコア対象商品

「エシカルフードアクションスコア」は、T会員の購買履歴が正しく管理できている商品(商品管理コードが発行・管理されている)が対象です。想定する対象商品は、食品、飲料、日用品で、生鮮食品を除きます。

6. エシカルフード基準策定メンバー

本基準は、以下のメンバーによって策定されました。(五十音順)

■有識者

株式会社office3.11 井出留美

株式会社ワンプラネット・カフェ ペオ・エクベリ

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授 蟹江憲史

立教大学21世紀社会デザイン研究科特任教授・不二製油グループ本社株式会社 河口真理子

一般社団法人Chefs for the Blue 佐々木ひろこ

Crops -Food × ESD Design- 須賀智子

パタゴニア 日本支社 中西悦子

株式会社honshoku 平井巧

東北大学大学院生命科学研究科教授・サステナビリティの編集プロデューサー 藤田香

株式会社こだわりや 藤田友紀子

CHOMPOO 森枝幹

株式会社グッドテーブルズ 山本謙治

■アドバイザー

「Ethical Consumer Research Association」代表 ロブ・ハリソン

■コアメンバー

東京農業大学客員研究員・事業構想大学院大学産官学共創部ディレクター 植草茂樹

株式会社フューチャーセッションズ 有福英幸、芝池玲奈

CCCマーケティング株式会社 瀧田希、中岸恵実子、深井翔、湯浅知里

エシカルフード基準2022

(大手企業ver.)

2022年3月30日 発行

発行元:CCCマーケティング株式会社

<https://ethicalfoodlab.tsite.jp/>